

エ 学校部活動に係る運用事項について

1 当面の学校部活動の方向性について

- ・当面の地域移行検討期間においては、「遠野市における部活動の在り方に関する方針」に則り、学校部活動として活動。
- ・生徒数の減少等により学校単位での部活動運営が困難な種目については、適正な部活動数の設置や複数校による合同部活動の取組について検討する。

※「遠野市における部活動の在り方に関する方針」（一部抜粋）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の職務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の生徒数の推移等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

2 地域クラブ活動団体への移行

- ・地域移行検討期間において、各中学校における学校部活動の内、種目ごとに地域クラブ活動の状況を踏まえながら、地域移行の検討を行い地域クラブ活動団体への移行を希望する種目を順次選定する。
- ・地域クラブ活動への移行が選定された学校部活動については、地域クラブ活動団体とのマッチングにより、令和7年度以降、段階的に地域移行を実施。

3 部活動指導員の配置

- ・市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担等の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、各中学校に配置する。

学校名	R5 部活動指導員 配置数	※R6 部活動指導員 配置予定数
遠野中学校	2	4
遠野東中学校	1	4
遠野西中学校	2	4

※予算調整の結果によっては、配置予定人数が異なる場合がある。

4 部活動指導員と地域クラブ活動の関係

- ・部活動指導員は学校部活動への配置（市で任用している会計年度任用職員）であることから、地域クラブ活動団体等の指導者になる場合は、兼職兼業の許可を受ける手続きが必要。

5 地域クラブ活動への教員の関り

- ・地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、兼職兼業の許可を受ける手続きが必要となる。
- ・一般的には、兼職兼業先の地域団体からの依頼状を基に、上司である校長等への相談・了承の上、服務監督教育委員会の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなる。
- ・一方で、兼職兼業時の業務の管理監督者は、普段の教師としての管理監督者（校長）と異なることや、勤務時間については、教師としての労働時間と兼職兼業先の労働時間を通算する必要もあり、この点についても留意が必要となる。

6 地域クラブ活動団体と学校との関係

- ・地域クラブ活動団体は基本的には地域の任意団体ではあるが、学校は、生徒の健全育成へ連携すべき団体として地域クラブ活動団体と関わる。
- ・具体（案）として学校では、「地域クラブ活動担当」を配置し、生徒指導上などの相談があった場合は連携し対応にあたる。

オ 地域クラブ活動制度に係る運用事項について

1 地域クラブ活動の運営主体の方向性について

- ・当面の移行期間においては、市が調整役を担い、種目数の増加や実施体制が軌道に乗った時期を見計らい、運営主体の移行を検討する。

2 地域クラブ活動の実施主体

- ・学校と連携して行う地域クラブ活動で法律上の位置付けは、社会教育、スポーツ文化芸術。
- ・地域でのスポーツ、文化等の団体活動を通じて生徒の健全育成を図るための団体であり、代表者、指導者を置き地域クラブ活動に係る実技等の指導を実施する。
- ・地域クラブ活動団体として活動を希望する場合は、遠野市地域クラブ活動制度実施要綱（案）に登録し活動を実施する。

3 活動日

- ・休日のみならず平日においても、地域クラブ活動団体での活動実施を想定。

4 活動場所

- ・活動場所については、学校施設や公共のスポーツ・文化施設の利用が想定される。

5 地域クラブ活動への移行

- (1) 現在、各中学校において活動している学校部活動からの移行。
- (2) 学校部活動とは別に、地域で既に行われている地域クラブ活動団体による生徒の活動。

6 地域クラブ活動と学校との関係

- ・地域クラブ活動（スポーツ・文化芸術活動）は、「学校部活動」と違い、学校の教育活動から離れた活動であることから、学習指導要領で示された、学校教育の一環としての部活動とは異なるものと理解する必要がある。

7 中総体・新人戦への出場

- ・地域クラブ活動団体として中体連主催大会へ参加する場合は、県中体連に申請し、種目ごとの参加要件を満たし、認定された場合、大会参加が可能となる。

8 学校部活動と地域クラブ活動の違い

区分	学校部活動	地域クラブ活動
位置付け	学校教育の一環 (学校教育の一環、教育課程外)	学校と連携して行う地域クラブ活動 (法律上は社会教育、スポーツ文化芸術)
実施	学校	地域の団体
指導者	教職員、部活動指導員	地域クラブ活動団体の方
生徒の参加	任意	任意
学校教職員の顧問	いる	いない
大会参加	地区中総体等 参加可能 県中総体等 参加可能 中体連以外の大会 参加可能	県中体連へ地域スポーツ団体等の登録認定を受けた上で参加可能
活動時間・休養日	平日 2 時間、休日 3 時間程度 休養日は週 2 日	平日 2 時間、休日 3 時間程度 休養日は週 2 日

9 保険の加入

- ・地域クラブ活動の参加者及び指導者については、保険加入を求める必要がある。
- ・保険加入については、地域クラブ活動団体による会計で対応。

10 事故の場合への対応

- ・実施主体の地域クラブ活動団体で対応。
- ・事故等があった場合などは、速やかに応急手当等、適切な処置を行い保護者へ連絡する。
- ・内容や程度によっては学校生活との関連もあるので、必要に応じて市教委や学校と連携して指導、改善を行う。

11 学校部活動と地域クラブ部活動の今後の在り方

年度	学校部活動	地域クラブ活動
◎学校部活動と地域クラブ活動は当面併存しながら、段階的に地域移行		
令和5年度 (地域移行 検討期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の配置及びR6部活動指導員拡充に向けた予算措置の検討(市教委)。 ・R6部活動指導員を活用できる部活動の選定・調整(各中学校・市教委)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動実施に係る方向性の検討(部活動検討委員会)。 ・地域スポーツ団体が上位大会へ出場する際の大会派遣費に係る財政支援に向けた予算措置の検討(市教委)。
令和6年度 (地域移行 検討期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の配置による教職員の負担軽減(市教委)。 ・地域クラブへの移行を希望する種目の選定(各中学校)。 ・生徒数減少等の実情を踏まえた適正な部活動数の設置に係る検討(各中学校・市教委)。 ・複数校による合同部活動の取組体制の検討(各中学校、市教委)。 ・教師の兼職兼業に係る周知及び希望の把握(市教委)。 ・生徒・保護者会等への周知(各中学校・市教委)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・文化芸術団体において地域クラブ活動として活動したい団体の把握。(市事務局)。 ・地域移行を希望する学校部活動と地域クラブ活動とのマッチング(市事務局)。 ・地域スポーツクラブ活動団体への運営等に係る支援の検討(市事務局)。 ・遠野市地域クラブ活動制度(案)要綱の制定の検討(市事務局)。
令和7年度 (地域移行 開始)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動団体と調整ができた団体から順次、地域移行を開始(地域クラブ活動)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動に登録した団体が地域クラブ活動として活動を開始(地域クラブ活動)。 ・生徒は地域クラブ活動登録団体の中で、希望種目がある場合は入会し活動(地域クラブ活動)。

12 地域クラブ活動への市、市教委の関り

- ・地域クラブ活動は学校とは別の地域の多様な団体が実施(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、文化芸術団体)。
- ・地域クラブ活動団体として活動する際は、遠野市地域クラブ活動制度(案)に登録し活動を実施する。
- ・地域クラブ活動初期段階において、市担当部署は部活動検討委員会や市体育協会等の団体と連携しながら、様々な研修会及び支援を行っていく必要がある。
- ・地域クラブ活動団体への運営等に係る支援の検討。

13 活動経費

- ・活動経費については、地域クラブ活動団体等（実施団体）が必要となる経費、また、その経費に関する財源。
 - ・参加生徒からの経費負担の在り方など、部活動検討委員会において協議の上、事前に実施団体等と整理が必要。
 - ・なお、岩手県の実践研究においては、指導者の報酬単価を部活動指導員の単価と同様の1時間当たり1,600円を基本とし、それぞれの運営主体等が別に定めることとしている。
- また、交通費についても、1回当たりの単価は、運営団体等が定める規則等に基づき支給することとしている。

※岩手県における実践研究における活動経費の例

区分	活動経費の例					
支出経費	指導者報酬、交通費	傷害保険料	会場使用料	用具代	送迎費	その他
収入経費	会費・参加費	傷害保険料	その他			

- ・用具整備、活動場所使用料、指導者への謝金、保険料等の運営費用は、受益者負担が原則。
- ・公共施設使用料の場合は、減免措置の検討が必要。

【参考資料】

(1) 学校部活動における部活動指導員報酬の例（※遠野市部活動指導員要綱により1時間1,600円）

名称	内容	金額
報酬	1,600円×396時間＝	633,600円
旅費	8,250円×12月＝	99,000円
合計		732,600円

※1人当たりの報酬上限：1時間1,600円×396時間（週11時間×36週）＝633,600円

※1人当たりの旅費上限：通勤距離片道10km～12kmの場合の月額通勤手当8,250円（市規則）

(2) 参加費用徴収の例

名称	内容	金額
活動費	月額2,000円×12ヵ月×18人＝	432,000円
傷害保険料	年間800円×18人＝	14,400円
合計		446,400円

※活動費：文部科学省：令和3年子どもの学習費調査

（年間教科外活動費の公立中学校の例：年間24,172円÷12ヵ月＝月額約2,000円）

※活動費：人数は、令和5年度遠野市立各中学校の各種目における平均加入人数

※傷害保険料：公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険。

14 指導者について

- ・体育協会等と連携した研修機会の確保。
- ・指導者は、当該スポーツ・文化芸術活動の指導力だけでなく、中学生に適切な指導を行うための資質を備えていることが必要。
- ・スポーツ庁有識者会議提言では、できる限り公認スポーツ指導者資格を有することや、文化庁の有識者会議提言では、民間団体の資格による音楽文化振興人材の育成や、都道府県の吹奏楽連盟における指導者認定講座の事例も示されている。

15 市「部活動の在り方に関する方針」を準拠した活動とすることについて

- ・地域クラブ活動も、学校部活動と同様に市「部活動の在り方に関する方針」に基づき、休養日の設定や活動時間の制限の内容をふまえた活動とする。

- ①生徒の自主的、自発的な活動
- ②スポーツ障害、外傷の予防
- ③体罰、ハラスメントの根絶
- ④適切な休養日等及び活動時間の設定

(1) 週当たり2日以上（平日1日以上、週末（土日）において1日以上）の休養日を設ける。

(2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とする。

遠野市地域クラブ活動制度実施要綱（案）

（設置）

第1条 市内スポーツ・文化芸術団体等が運営する「地域クラブ活動」の実施により、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術等に継続して親しむ機会を確保し、地域の持続可能で多様な環境を一体的な体制を整備するため、地域クラブ活動制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「地域クラブ活動」とは、地域でのスポーツ、文化等の団体活動を通じて生徒の健全育成を図るための団体であって、次の各号のいずれに該当するものをいう。

- (1) 遠野市立学校設置条例（平成17年遠野市条例第84号）第4条に規定する中学校に在籍する生徒が、自主的に加入し、活動を行うことができる団体であること。
- (2) 民主的な運営と透明性が確保されている団体であること
- (3) 学校及び加入する生徒の保護者との連携及び協力が行われる団体であること。

2 この告示において「地域クラブ活動制度」とは、スポーツ、文化芸術活動を通して遠野市の中学生の健全育成を図る団体として、遠野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録する制度をいう。

（組織）

第3条 地域クラブ活動に、代表者及び指導者を置く。ただし、職務の状況により兼ねることができる。

- 2 代表者は、地域クラブ活動を代表し、地域クラブ活動の運営を統括する。
- 3 指導者は、地域クラブ活動における活動の実技等の指導を行う。
- 4 前3条の規定にかかわらず、地域クラブ活動の運営の庶務を行うため、地域クラブ活動に事務局を置くことができる。

（指導者の要件）

第4条 指導者は、指導するクラブ活動の知識及び指導の経験を有し、地域クラブ活動における活動の実技等において専門的指導ができる18歳以上の者（高等学校その他これに準ずる学校に在籍する者を除く。）とする者とする。

- 2 前項に規定にかかわらず、次に掲げる者は指導者としめない。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（代表者の責務）

第5条 地域クラブ活動の代表及び指導者は、当該地域クラブ活動に加入する生徒に対して、次に掲げる事項の責務を負うものとする。

- (1) 実技の指導
- (2) 安全な活動のための知識及び技能の指導
- (3) 大会、練習試合その他の活動の引率

- (4) 活動に使用する用具及び施設の点検管理
- (5) 事故が発生した場合の応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者及び在籍する学校への連絡その他の必要な対応
- (6) 前各号のほか、地域クラブ活動の指導に関し必要と認める事項
(登録)

第6条 地域クラブ活動は、スポーツ、文化芸術活動を通して遠野市の中学生の健全育成を図る団体として、地域クラブ活動制度の登録をすることができる。

2 前項の規定により登録を受けようとする団体は、地域クラブ部活動届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員の名簿
- (3) 加入する生徒の名簿
- (4) 年間活動計画書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

3 教育委員会は、前項の届出をした団体が地域クラブ活動に該当すると認めたときは、地域クラブ活動制度の登録を行い、当該団体に通知するものとする。

4 前項の登録をした団体（以下「登録団体」という。）は、第2項により届け出た内容に変更があったときは、速やかに、地域クラブ活動登録変更届出書（様式第2号）に、必要な書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

5 登録団体は、地域クラブ活動に該当しないことになったときは、速やかに、地域クラブ活動登録取消届出書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

6 教育委員会は、前項の届出があったとき及び登録団体が地域クラブ活動に該当しないことになったときは、地域クラブ活動制度の登録を取り消すことができる。

（大会参加）

第7条 地域クラブ活動が学校の許可を必要とする大会に参加する場合は、校長の承認があるときに限り、大会に参加できるものとする。

（適正な運営の確保等）

第8条 地域クラブ活動の活動は、生徒の健全育成のため、遠野市部活動の在り方に関する方針を踏まえ、練習時間及び休養日を適切に設定するよう努めるものとする

2 教育委員会及び校長は、地域クラブ活動制度の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行う者とする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。